京都市告示第245号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの開所時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年6月28日

京都市長 松 井 孝 治

期 間 令和6年7月15日(月・祝)から令和6年7月16日(火)まで (変更前)

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室 以外の施設	午前 10 時から午後 10 時まで
ギャラリー、情報コーナー及び談話室	午前10時から午後8時まで

(変更後)

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室 以外の施設	午前 10 時から 午後 4 時まで
ギャラリー、情報コーナー及び談話室	午前 10 時から <u>午後 4 時まで</u>

※図書室については、令和6年3月29日付で休所について告示済み

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)